

見積依頼票

R8.1.28 公開

調達番号

0128-7-1

調達件名	災害救助用真空パック毛布の購入		
規格仕様	下記仕様のとおり		
仕 様			
物品名	規格	数量	備 考
災害救助用真空パック毛布	別紙規格仕様書のとおり【同等品可】	枚 1,500	
摘 要	・納入日の調整が必要であるため、受注後、担当者に連絡すること。 ・納入場所までの運搬費用は受注者負担とする。		
参考事項	希望購入価格 2,970,000 円(税込み)以内		
納入期限	令和8年3月17日		
納入場所	防災航空物資センター(岡山空港貨物ターミナルビル第2棟 岡山市北区日応寺1277)		
見積書提出期限	公開締切日の正午 R8.2.5 正午		
見積書提出場所	出納局用度課調達班 (岡山市北区内山下2-4-6 地下1階)		
見積に係る照会先	出納局用度課調達班 (TEL 086-226-7540)		
要求課 (仕様に係る照会先)	知事直轄危機管理課 福島 直通番号(086-226-7946)		
参加資格	「オープンカウンター説明書」に記載の見積参加者に必要な資格要件 のとおり		
その他	1 仕様欄に【同等品可】と記載している場合は、「同等の規格品」による見積もりを認める。 同等品で見積もる場合は、見積書提出前に要求課の承諾を得ること。また、見積書の規格には承諾を得た規格を記入し、備考欄に承認を受けた年月日、担当者名を記入すること。 <u>なお、【同等品可】との記載がない場合は、同等品による見積もりを認めない。</u> 2 仕様欄に見本がある旨記載している場合は、見本を見積書提出場所に見積書提出期限まで提示する。 3 この見積依頼票に記載のない事項については、オープンカウンター説明書による。		

機器規格仕様書

1 品 名、数量

災害救助用真空パック毛布 1,500 枚

2 必要とする機能

- (1) サイズは 1,400 mm×2,000 mm 程度であること。
- (2) 重量は 1 枚あたり 450g 程度以上であること。
- (3) (公財) 日本防災協会認定防災製品認定品であること。
- (4) 製造年月日が新しく、保存期間は 10 年以上（令和 18 年 2 月以降）あること。
- (5) 1 枚ごとに真空パックされていること。
- (6) 梱包サイズは 1,100 mm×1,100 mm のパレットに 24 箱程度収納でき、高さは、厚さ約 150 mm のパレットと合わせて 1,100 mm 以内とすること。

3 規 格

項 目	必要とする数値等
サイズ	1,400mm×2,000mm 程度
重 量	1 枚あたり 450 g 程度以上
性 能	・ (公財) 日本防災協会認定防災製品認定品であること ・ 製造年月日が新しく、保存期間は 10 年以上（令和 18 年 2 月以降）あること
梱 包	・ 1 枚ごとに真空パックされていること ・ 梱包サイズは 1,100mm×1,100mm のパレットに 24 箱程度収納でき、高さは、厚さ約 150mm のパレットと合わせて 1,100mm 以内とすること

機 器 構 成 内 訳 書

物品名 (災害救助用真空パック毛布 1,500 枚)

品 名	規 格	数 量	製造所名
災害備蓄用難燃性 不織布毛布	災害備蓄用難燃性 不織布毛布 F701160E	1,500 枚	ニッケ商事 株式会社

品 名	規 格	数 量	製造所名
パック毛布 難燃 不織布毛布 (難燃 SL 毛布)	難燃 SL 毛布 TNSL5SL5-3 キルト加工	1,500 枚	株式会社 グラップラー

注) 参考機種

納 入 条 件

- (1) 受注者は、製品を防災航空物資センターへ期日までに納入すること。
- (2) 受注者は、納品の日程等を発注者と調整すること。
- (3) 製品は10枚程度の運搬しやすい単位で、段ボール箱等で包装されていること。
- (4) 受注者は、段ボール箱等に商品名、数量、発注者名（岡山県）、保存年限、商品が入った段ボール箱等の梱包サイズ（縦、横、高さ）及び段ボール箱等の重量が記載された紙を、すべての段ボール箱等の底面でない1面に貼っておくこと。
- (5) 受注者は、製品の運搬に係る費用（フォークリフトの稼働を含む）及び荷造り等に要する費用を負担すること。なお、フォークリフトは県が手配する。
- (6) 受注者は、1,100 mm×1,100 mmのパレットに24箱程度積載し、ストレッチフィルムで荷造りをしたうえで納品すること。なお、パレットは県が準備するため、荷造りは、原則納品当日に防災航空物資センターで行うこととする。
- (7) 受注者が、納品時において、製品・建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負担により、原状に戻すこと。
- (8) 上記に記載のない事項、あるいは疑義が生じた事項は、双方協議して解決すること。